

令和4年度
日向市集団指導
(入院中・退院(所)前における住宅改修について)

令和4年7月26日(火)

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

入院(入所)時の住宅改修について

現在、入院している方の住宅改修において退院が確認できていないにもかかわらず事後申請の提出がされることが多々見受けられます。
厚生労働省のQ&Aにも記載がありますので、事後申請の取り扱いにご注意ください。

住宅改修の流れ(事前申請)

①利用者からの相談

②工事業者選定・見積もり

③事前申請書の提出

④市からの承認後、工事着工
(通知および担当ケアマネに連絡)

事前申請

【提出書類】

- 住宅改修申出書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 函面
- 施工前写真（日付入り）

【必要に応じて提出する書類】

- 住宅所有者の承諾書
(賃貸の場合)
- 自己負担承諾書（入院中）
- 自己負担承諾書（認定申請中）

事前申請

退院(退所)前であっても、事前申請を行い工事を進めることができます。

注意点

施設入所中もしくは、医療機関入院中に、退院後の身体状況にあわせ、あらかじめ住宅改修をしておくことも必要と考えられますが、本人の動作確認をしないままに工事を行ってしまうと、「取り付け位置が合わない。」などのトラブルの原因になります。外泊を利用して動作確認を行ったり、病院の理学療法士等に相談し、アドバイスを受けることをおすすめします。

また、住宅改修は住民登録地の住宅改修が対象となります。住民登録地が施設のみである場合、対象外となります。

住宅改修の流れ(事後申請)

①工事完了

②利用者から施工業者へ支払い

③事後申請の提出

④施工業者へ支払い

事後申請

【提出書類】

- 介護保険住宅改修完了報告書
- 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- 施工後写真（日付入り）
- 請求書（日向市用）
- 領収証（本人負担分）

【必要に応じて提出する書類】

- 住宅改修事前申請内容変更申出書

事後申請

退院後でないと事後申請はできません。

必ず退院を確認してから事後申請を提出してください。事後申請提出時に、退院の旨を確認させていただきます。

また、退院しなかった場合は全額自己負担となります。

認定申請中

認定申請中の方も同様に、事後申請は認定結果が確定した後に行うようにしてください。

また、非該当となった場合は全額自己負担となります。利用者に対し、申請時に説明をお願いします。

住宅改修事前申請内容変更申出書

住宅改修事前申請に変更(取り下げ)等がありましたら、「住宅改修事前申請内容変更申出書」をご提出してください。

- ① 工事の内容に変更があった場合
- ② 住宅改修の取り下げを行う場合
- ③ 退院(退所)せず、支給の対象外となった場合
- ④ 認定申請が非該当となった場合

入院(入所)中の住宅改修

- Q.現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。
- 12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 / III③6
- A.入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱い差し支えない。